

全国高等学校少林寺拳法インターネット大会規則

2020. 6. 21 施行

第1章 総則

第1条 目的

大会は、教育活動の一環として高等学校（後期中等学校を含む）生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、少林寺拳法の正しい姿を一般に公開して、高校生として健全な精神と肉体を育成することを目的とする。

第2条 態度

参加者は少林寺拳法の精神に則り、その目的を十分に認識し選手としてふさわしい態度で臨み、いたずらに選手個人や母校の名誉・勝利のみにとらわれることなく正々堂々と競技を行わなければならない。

第2章 参加資格および参加申し込み

第3条 参加資格

- (1) 高等学校の3年生であり、在籍する高等学校の校長が参加を認めた生徒。
※校長の認知があれば、学校少林寺拳法部以外の生徒の参加も可。
- (2) 一般財団法人少林寺拳法連盟への令和2年度登録済みの生徒であること。
※登録とは、所属先の団体登録及び選手の個人（会員）登録をいう。
- (3) 選手の参加資格において、その不備・欠如等があった場合は、その該当者については、本大会の出場は無効扱いとし、若し本大会への出場があつて入賞した場合は、その受賞を無効扱い（賞の返還）とする。

第4条 参加申し込み

大会参加申し込みは各学校の顧問（学校少林寺拳法部以外は責任となる教諭）が、指定のサイトで申し込みを行う。

第5条 参加費

無料とする。

第6条 出場組数

各学校からの出場者数の上限は設けない。

第7条 参加制限

単独演武の部、発表の部（ムービー、フォト）ともに重複出場については、特に制限はしない。ただし、出場については、出場選手の自主性を重んじ、過度の負担とならないようにすること。

第8条 選手登録

- (1) 選手は、申込時の資格（武階）をもって、本大会への登録をするものとする。

第3章 競技種目および表彰

第9条 競技種目

競技種目は、発表の部2種目、演武の部1種目とする。

- (1) 発表の部〔ムービー〕
- (2) 発表の部〔フォト〕
- (3) 単独演武の部
詳細は大会要項において指示する。

第10条 表彰

発表の部〔ムービー、フォト〕、単独演武の部ともに評価が一定水準以上の選手を優秀発表、優秀選手として表彰する。

第4章 競技方法

第11条 服装及び姿勢等

- (1) 大会目的に反する頭髪・服装・態度の者の出場は認めない。
- (2) 道衣・帯は、一般財団法人少林寺拳法連盟公認のものを着用すること。
- (3) 道衣・帯以外のものを身に着けたり、持たない。(例. はちまき、胴など)
- (4) 男子は原則として道衣の下にTシャツを着用しない。
- (5) 女子が道衣の下にTシャツを着用する場合は、白色(ワンポイント可)のものとする。
- (6) 道衣の名前・学校名・都道府県名は布やテープ等全て見えないようにして演武すること。また、映像から選手の所属や名前がわからないようにする。
- (7) 男女とも頭髪の加工は禁止する。また頭髪(後髪)については、前髪・横髪・後髪とも目に入らない(かかからない)ようにすること。尚、女子の髪留めについては、金属製・プラスチック製髪留め具やリボンなどの使用は禁止とし、黒又は紺色のゴム製髪留め具を使用して、後ろで束ねること。
- (8) 競技中の眼鏡、ハードコンタクトレンズの使用は禁止とする。
- (9) これら服装規定に違反した場合や、一般財団法人少林寺拳法連盟競技規則 細則 服装規定に違反した者の出場は認めない。発見された場合は失格扱いとする。

第12条 演武の構成及び武階と使用できる技

- (1) 参加申し込み時の武階において、演武者の武階の最終科目内の技を使用することができる。
- (2) 資格以上の技を行った場合は、一技につき総合点より10点減点する。
但し、次の内容については、許容範囲として認める。
①演武者が、「見習い・6級・5級・4級」の場合は、3級科目までの技が使用できる。
②演武者が、「3級・2級・1級」の場合は、初段科目までの技が使用できる。
※尚、減点対象の事象が発生した場合は、それぞれに応じた減点を行う。
- (3) 単独基本法形演武を行う場合は基本に準じ、攻技・防技に関して変化・省略などはしないこと。攻技・防技に関して変化・省略など行った場合は、総合点より10点減点する。
また、単独基本法形演武を行う場合は一方向で一構成とする。
- (4) 演武の構成は6構成とする。6構成より過不足があるとみなされた場合は、総合点から10点減点する。

第13条 撮影環境(撮影場所)

- (1) 演武場はマットや床、平面な場所とする。撮影を行う場所は、少林寺拳法競技規則のコート規定の7m×7mの広さが望ましいが、規定以下の環境での撮影であっても可とする。また、演武を行うコートの大きさやコートのライン有無については審査基準の対象とはならない。
- (2) 演武では全体、特に手先・足先まで見えるように撮影すること。演武中に撮影画面より出たとしても減点とならない。(加点されない場合はある)
- (3) 演武の撮影は副審1(演武者から見て右斜め前)の位置から行い、撮影機器の設置の高さは1m50cmから2mまでとする。
- (4) 演武の映像には一切の加工は行わないこと。映像への加工が発見された場合は失格とする。
- (5) 送信者は、部活動顧問または当該高校教諭からとする。
- (6) 単独演武の部の撮影者は、学校少林寺拳法部は、原則として部活動顧問または当該校教諭が行うこと。学校少林寺拳法部以外の出場者は、少林寺拳法指導者の撮影でも可とする。

- (7) 単独演武の部では撮影の一部に不正防止の為、確認可能な時計もしくはストップウォッチを入れること。
- (8) 発表の部〔ムービー、フォト〕では、人物が映っている場合は、肖像権について了解を得ること。
- (9) その他、主催者から発信される通知に準じて行うこと。

第14条 時間

- (1) 単独演武においては、開始から終了まで、1分以上1分15秒以内とし、未滿超過は10秒ごとに、総合点より5点減点する。
尚、2分を超える場合は失格とする。
- (2) 単独演武においては、正面合掌礼により開始し、正面合掌礼により終了するものとする。
- (3) 演武時間において小数の時間は、演武時間の対象としない。
- (4) 発表の部〔ムービー〕については、指定されたテーマで3分以内とする。

第5章 単独演武の部 審査基準

第15条 判定

- (1) 審判員による採点法により評価を決定する。
- (2) 総合点（最高300点）より減点分を引いた点が評価となる。
- (3) 審判員は、演武の技術度、表現度を併せて採点する。
- (4) 審判員の宣告は絶対であり、何人もこの宣告に従うものとする。

第16条 審判員数と算出方法

- (1) 審判員数は5名を原則とする。
- (2) 主審および副審のおおの5名が技術度(60点)表現度(40点)を採点し、合計点の最高点、最低点を除いた審判員3人の合計を総合点とする。

第17条 審判員の配置

- (1) 審判員と関係（監督・部長など）のある組が出場しているコートでの審判は原則しない。
- (2) 審判員の配置は、公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会において検討し決定する。

第18条 審判員資格

- (1) 一般財団法人少林寺拳法連盟の「少林寺拳法公認審判員認定規則」に定める公認審判員とする。
- (2) 審判員は、大会実行委員会（一般財団法人少林寺拳法連盟・公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会）で検討し選出された者とする。
なお、審判長は同専門部常任委員会が検討し選出する。

第19条 採点基準

- (1) 演武は、選手として少林寺拳法の基本を忠実に実行しているかを判断し、見栄えや派手さにとらわれず、技術の正確さ、武的要素に重点をおいて採点する。
- (2) 評価基準は、一般財団法人少林寺拳法連盟の演武審査要領による。
- (3) 技術度は部分評価であり1構成ごとに審査し、表現度は全体評価であり審査項目により審査する。

第6章 発表の部 審査基準

第20条 ムービーの部

- (1) 審査員は、公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会において検討し決定する。
- (2) 指定されたテーマを審査し、審査の配点は、発表論旨60点、表現40点で評価する。

- (3) 第11条 服装及び姿勢の項目に準じること。
- (4) 詳細の審査要領は全国選抜大会弁論の部に準じる。

第21条 フォトの部

- (1) 審査員は、公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会において検討し決定する。
- (2) 指定されたテーマを審査し、審査の配点は、表現力・判断力・思考力60点、知識・技能40点で評価する。

第7章 罰 則

第22条 出場資格の取り消し

すでに述べた条項の失格条件の他に、「第1条 総則」に定める内容に大きく反する場合は、審判長名をもって出場校（選手・チーム）に対して失格・出場の取消しを宣告することができる。

第8章 関連する諸規則等

第23条 準拠すべき諸規則

本文に記載なき事項は、次の諸規則による。

- (1) 少林寺拳法競技規則（一般財団法人 少林寺拳法連盟）
- (2) 少林寺拳法審判規則（一般財団法人 少林寺拳法連盟）
- (3) 本大会実施要項並びに大会規則、申し合せ事項
- (4) 本大会審判申し合せ事項
- (5) 撮影および送信上の注意点について

第9章 附 則

第24条 異議の申し立て

- (1) 審判員等の判定に対しては、一切異議の申し立てを認めない。
- (2) 本大会（要項・申し合せ事項、規則）の実施に関して疑義及び異議がある場合は、都道府県代表者（都道府県高体連専門委員長及び高校連盟理事長）を通じて、大会実行委員会に対して申し立てができる。但し、原則文書によるものとする。以外の申し立てについては一切受け付けない。
※出場校等からの個々の申し立て及び問い合わせ等については、一切取り合わないものとする。

第25条 本規則の改廃は、公益財団法人全国高等学校体育連盟少林寺拳法専門部常任委員会において審議し改定する。

本規則は、2020年 6月21日より施行する。